

資料

1. 奈良県食育推進計画の変遷

平成 17(2005)年、国において「食育基本法」が制定され、翌年に「食育推進基本計画」が推進されました。

奈良県においても、平成 18(2006)年、食育基本法第 32 条第 1 項の規定により「奈良県食育推進会議条例」を制定し、第 17 条第 2 項の規定により「奈良県食育推進計画」を策定。翌年の平成 19(2007)年より推進しており、以降、概ね 5 年ごとに計画を評価し、次の計画に引き継ぎながら、食育を推進しています。

| | 国の動き | 県の動き | 県の主な施策 | |
|---------------|---------------|----------------|--|------------------|
| 平成 15(2003)年度 | 健康増進法 | | | |
| 平成 16(2004)年度 | | | | |
| 平成 17(2005)年度 | 食育基本法 | | | |
| 平成 18(2006)年度 | 食育推進基本計画 | 奈良県食育推進会議条例 |  奈良県食育推進ロゴマーク | |
| 平成 19(2007)年度 | | 奈良県食育推進計画 | | |
| 平成 20(2008)年度 | | | | 奈良県版食事バランスガイドの作成 |
| 平成 21(2009)年度 | | | | 県民健康・栄養調査の実施 |
| 平成 22(2010)年度 | 第 2 次食育推進基本計画 | 第 2 期奈良県食育推進計画 | 食育推進ロゴマークの作成 | |
| 平成 23(2011)年度 | | | 食育作文コンテストの実施(~R1年度) | |
| 平成 24(2012)年度 | | | 減塩ソールの作成 | |
| 平成 25(2013)年度 | | | 県民健康・食生活実態調査の実施 | |
| 平成 26(2014)年度 | 第 3 次食育推進基本計画 | 第 3 期奈良県食育推進計画 | やさしおベジ増しプロジェクトの開始 | |
| 平成 27(2015)年度 | | | やさしおベジ増し宣言の募集 | |
| 平成 28(2016)年度 | | | 県民健康・食生活実態調査の実施 | |
| 平成 29(2017)年度 | | | | |
| 平成 30(2018)年度 | 第 4 次食育推進基本計画 | 第 4 期奈良県食育推進計画 |  やさしおベジ増し宣言 ● 奈良県 | |
| 令和元(2019)年度 | | | | |
| 令和 2(2020)年度 | | | | |
| 令和 3(2021)年度 | | | | |
| 令和 4(2022)年度 | | | | |
| 令和 5(2023)年度 | | | | |
| 令和 6(2024)年度 | | | | |
| 令和 7(2025)年度 | | | | |
| 令和 8(2026)年度 | | | | |
| 令和 9(2027)年度 | | | | |
| 令和 10(2028)年度 | | | | |
| 令和 11(2029)年度 | | | | |
| 令和 12(2030)年度 | | | | |

2. 奈良県食育推進会議条例

平成十八年六月三十日

奈良県条例第九号

改正 平成二二年三月三十一日条例第五四号

平成三〇年三月三〇日条例第七一号

奈良県食育推進会議条例をここに公布する。

奈良県食育推進会議条例

(設置)

第一条 食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第三十二条第一項の規定に基づき、奈良県食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(組織)

第二条 推進会議は、会長及び委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 会長は、知事をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第六条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第七条 推進会議の庶務は、福祉医療部において処理する。

(平二二条例五四・平三〇条例七一・一部改正)

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年条例第五四号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第七一号)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

3. 奈良県食育推進会議委員

任期:令和6(2024)年1月11日～令和8(2026)年1月10日
(五十音順) (敬称略)

| 所 属 等 | | 氏 名 |
|---------|-----------------------------------|----------------|
| 会長 | 奈良県知事 | 山下 真 |
| 委員 | 奈良こども食堂ネットワーク (事務局:奈良県社会福祉協議会) | 係長 足利 健二 |
| | 市民生活協同組合ならコープ | 常任理事 板澤 英子 |
| | 畿央大学 | 教授 上地 加容子 |
| | 奈良県 PTA 協議会 | 副会長 奥田 成敏 |
| | 日本保育協会奈良県支部 | 支部長 白樫 学 |
| | 奈良県立医科大学県民健康増進支援センター | 特任教授 富岡 公子 |
| | 奈良県食生活改善推進員連絡協議会 | 副会長 仲浦 美好 |
| | 奈良県学校給食会 | 常務理事 中和田 裕二 |
| | 奈良県農業協同組合 | 総務部次長 西村 宜泰 |
| | 奈良県歯科医師会 | 常務理事 野阪 幸男 |
| | 奈良県医師会 | 理事 前之園 晃幸 |
| | 全国健康保険協会奈良支部 | 企画総務部長 松井 収 |
| 奈良県栄養士会 | 前理事 松田 邦子 | |

4. 奈良県食育推進会議専門委員

| 所 属 等 | | 氏 名 |
|------------------|------|-------|
| スローフードならコンヴィヴィウム | リーダー | 尾川 欣司 |

第4期奈良県食育推進計画

発行：令和6年3月

奈良県 福祉医療部 医療政策局 健康推進課

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

TEL:0742-27-8662 FAX:0742-22-5510

